

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月26日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	西川 均
同	和田 恵治

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
斎藤 信一郎	令和元年11月7日 ～ 令和2年1月21日
森田 康文	令和元年11月7日 ～ 令和2年1月21日
西川 均	令和元年11月7日 ～ 令和2年1月21日
和田 恵治	令和元年11月7日 ～ 令和2年1月21日

(注) なお、森田康文監査委員は、会計管理者、会計局長及び観光局長当時の職務に係る事項の監査について、地方自治法第199条の2の規定により、除斥された。

監 査 結 果 報 告 書

平成 3 1 監査年度 第 2 回

(令和元年 1 1 月～令和 2 年 1 月定期監査)

(令和元年 1 2 月～令和 2 年 1 月財政的援助団体等監査)

令和 2 年 2 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	1
1	監査の実施方針	1
2	監査における重点事項	1
3	委員実地監査実施日	2
4	監査対象機関	2
5	監査の結果	3
	(1)部局別指摘事項等件数一覧	3
	(2)指摘事項等の内容別	5
	(3)所属別	8
	ア 本庁	
	行政委員会	8
	イ 出先機関	
	知事公室	8
	総務部	8
	地域振興部	10
	福祉医療部	15
	医療政策局	18
	こども・女性局	18
	くらし創造部	20
	産業・雇用振興部	21
	農林部	22
	県土マネジメント部	25
	まちづくり推進局	32
	教育委員会	33
	警察本部	47
	ウ 参照資料	50
第2	財政的援助団体等監査	53
1	監査の実施方針	53
2	監査実施状況	53
3	監査の結果	53
	指摘事項等件数	53
	指摘事項等の内容別	53
4	監査実施団体の概要及び監査の結果	54
	公立大学法人奈良県立医科大学	54
	地方独立行政法人奈良県立病院機構	56

公立大学法人奈良県立大学	58
公益財団法人奈良県地域産業振興センター	60
公益財団法人奈良県食肉公社	62
奈良市場冷蔵株式会社	64
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	66
奈良新県営プールPFI株式会社	67
平城京再生プロジェクト	67
株式会社東急コミュニティー	68

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかなどに着眼して、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成31年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

支出負担行為の時期等について

支出負担行為制度は県の債務の負担に関する統制のための制度であり、また、予算執行上の統制のための制度である。支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為（地方自治法第232条の3）であり、支出しようとするときは、これに先立って必ず行うべきものである。

支出負担行為として整理する時期については、次の3つに分けることができる。

- (1) 支出決定のとき。
- (2) 契約を締結するとき。
- (3) 請求のあったとき。

備品購入費、工事請負費等契約を必要とする経費は、契約を締結するときに支出負担行為をしておかなければならないが、平成30年度監査年度の定期監査において、支出負担行為決議書を実際に財務会計システムに入力した日が契約日の日付から長期間経過した後の日付となっているものが散見された。

契約を締結しようとするときは、原則として、遅滞なく契約書を作成しなければならない。支出負担行為の遅延は、契約成立及び効力発生の要件となる契約書の作成の遅延につながり、ひいては、契約書が作成されないまま契約の履行が進められることにつながるおそれがある。

そこで、支出負担行為の時期等について、法令遵守意識の徹底を図るとともに、会計事務等の適正化を図ることを目的として、監査を実施する。

3 委員実地監査実施日

令和元年11月7日～令和2年1月21日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の88所属（本庁1所属、出先機関87所属）について実地監査又は書面監査を実施した。なお、本監査結果は平成30年度の組織（平成31年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室	1		農 林 部	2	5
総 務 部	3	1	県土マネジメント部	7	1
地 域 振 興 部	3	3	まちづくり推進局	1	1
福 祉 医 療 部		7	教 育 委 員 会		3 3
医 療 政 策 局		1	行 政 委 員 会		1
こども・女性局		3	警 察 本 部		1 1
くらし創造部	1	1	合 計	1 8	7 0
産業・雇用振興部		2			

- ※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査
書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指 摘 事 項							注 意 事 項					意 見	合 計	
	収 入	支 出	契 約	財 産	公 用 車	執 行 体 制	そ の 他	予 算 執 行	収 入	支 出	契 約	財 産	物 品		収 入
知事公室		1													1
総務部	1	2	1							1				1	6
地域振興部	1	2	6			2			1	2	2				16
福祉医療部		2	2							3			1		8
医療政策局			1												1
こども・女性局			2							3					5
くらし創造部			1	1		1									3
産業・雇用振興部		1	1								1				3
農林部		1	4								2				7
県土マネジメント部	7	1	7		1				4	2					22
まちづくり推進局			2									1			3
教育委員会		12	19					1		4					36
行政委員会															
警察本部		6			1		1								8
小計	9	28	46	1	2	3	1	1	5	15	5	1	1	1	119
合計	90							28					1	119	

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(90件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	執行体制	内部統制の強化・充実について	3	美術館、橿原考古学研究所、橿原公苑
収入	収入の調定	行政財産使用料の調定事務の遅延について	3	図書情報館、奈良土木事務所、五條土木事務所
		産業廃棄物税の徴収不足について	1	中南和県税事務所
		道路占用料の調定事務の誤りについて	1	吉野土木事務所
		道路占用料の調定事務の遅延について	3	奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所
	収入未済	道路占用料及び河川占用料に係る未収金の不適切な事務について	1	郡山土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	19	東京事務所、自治研修所、自動車税事務所、民族博物館、中和保健所、吉野福祉事務所、産業会館、中部農林振興事務所、奈良高等学校、登美ヶ丘高等学校、畝傍高等学校、法隆寺国際高等学校、榛生昇陽高等学校、盲学校、奈良西警察署、生駒警察署、郡山警察署、天理警察署、五條警察署
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	5	平城高等学校、ろう学校、奈良養護学校、西和養護学校、橿原警察署
	支出命令	源泉所得税の納付遅延について	1	吉野土木事務所
	資金前渡	公共料金用現金出納簿の未記入及び未作成について	1	橿原考古学研究所
	その他	物品の不適切な分割発注について	1	高取国際高等学校
		通勤手当の誤支給について	1	西和養護学校

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	44	中南和県税事務所、文化会館、美術館、橿原考古学研究所、万葉文化館、図書情報館、心身障害者福祉センター、登美学園、薬事研究センター、女性センター、精華学院、橿原公苑、奈良しごとiセンター（高田しごとiセンター）、南部農林振興事務所、畜産技術センター、家畜保健衛生所、なら食と農の魅力創造国際大学校、奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、奈良公園事務所、教育研究所、西の京高等学校、郡山高等学校、大和中央高等学校、添上高等学校、二階堂高等学校、桜井高等学校、五條高等学校、御所実業高等学校、生駒高等学校、香芝高等学校、大宇陀高等学校、高取国際高等学校、王寺工業高等学校、吉野高等学校、奈良東養護学校、高等養護学校、明日香養護学校、大淀養護学校
		修繕業務に係る過払いについて	1	県営住宅管理事務所
	その他	かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について	1	橿原考古学研究所
財産	県有財産の管理	かい長へ事務委任されていない占有許可等の更新について	1	橿原公苑
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	2	吉野土木事務所、西和警察署
その他	その他	警察署の管理下における被疑者所持品の紛失について	1	橿原警察署

(イ)注意事項(28件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
予算執行	予算措置	予算の執行管理について	1	ろう学校
収入	収入の調定	自動販売機の使用許可に伴う電気料金の徴収過大について	1	美術館
		河川占用料の徴収過不足について	1	郡山土木事務所
		河川占用料及び道路占用料の徴収過不足について	1	高田土木事務所
	収入事務	証紙収納実績の報告漏れについて	2	奈良土木事務書、五條土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	1	視覚障害者福祉センター
	支出命令	支出事務の遅延について	1	自動車税事務所
		委託業務完了前の支払について	1	登美学園
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	1	精華学院
		雪寒対策業務に係る委託料の支払不足について	1	奈良土木事務所
		特別支援教育就学奨励費の誤払について	1	ろう学校
	資金前渡	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	高田土木事務所
	その他	通勤手当の誤認定について	2	御所実業高等学校、奈良養護学校
		郵便切手の過大な保有について	4	中和保健所、女性センター、高田こども家庭相談センター、奈良東養護学校
		郵便切手等交付簿の記載漏れについて	2	美術館、樫原考古学研究所
契約	随意契約	賃貸借契約の不適切な発注について	1	奈良しごとiセンター・高田しごとiセンター
	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	2	北部農林振興事務所、東部農林振興事務所
	その他	予定価格の設定を行わずに随意契約した契約について	1	樫原考古学研究所
		かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について	1	民俗博物館
財産	県有財産の管理	公用車の定期点検整備の不実施について	1	奈良公園事務所
物品	物品の取得、処分	物品購入に係る事務処理の不備について	1	心身障害者福祉センター

(ウ)意見事項(1件)

項目	内 容		件数	対 象 所 属
収入	収入事務	現金収納手続きについて	1	奈良県税事務所

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3)所属別

(ア)本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
行政委員会	収用委員会事務局	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(イ)出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和元年 11月7日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 108,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
総務部	自治研修所	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 23,597,280円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
	奈良県税事務所	令和2年 1月10日	<p>現金収納手続きについて</p> <p>令和元年8月6日に奈良県税事務所窓口で個人事業税192万4,000円の納付のために納税者が支払った現金193万円のうち20万円を紛失した事例が認められた。</p> <p>今後は、収納した現金について正確に金額確認を行う等、現金収納の手続きの厳格な運用に努め、再発を防止できるよう対応策を検討されたい。(意見事項)</p>
	中南和県税事務所	令和2年 1月14日	<p>産業廃棄物税の徴収不足について</p> <p>奈良県産業廃棄物税条例において、産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法によるとされているが、特別徴収義務者が課税標準である産業廃棄物の重量とそれに係る税額を誤って申告していたのに、中南和県税事務所において、申告額調査における資料の確認が十分でなく、この誤りを見過ごしたため、平成27年6月から令和元年8月までの申告納入額が13,456,710円過小となっていた。これによる過少申告加算金は1,342,300円、延滞金は715,900円となり、特別徴収義務者から徴収すべき額が合計15,514,910円不足していた。</p> <p>今後は、公平かつ適正な課税に向けて、実地調査において資料の確認を十分行うなど、課税事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が11件(契約額等合計6,567,828円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が10件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(契約額合計4,341,816円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	自動車税事務所	令和元年 12月13日	<p>支出事務の遅延について</p> <p>平成30年3月分の後納郵便料金(247,239円)については、支払期限が平成30年4月27日となっていたのに、支出</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>事務が遅延し、同年5月15日に支払っていた。そのため、17日分の延滞利息1,626円が生じていた。 今後は、適時、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(契約額合計 321,134円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
地域振興部	文化会館	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 7,892,814円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の5件全てで、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	美術館	令和元年 12月17日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が30件(契約額等合計 13,867,987円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了又は納品後に行っていた事例が26件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行ってい</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>た事例が13件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件(契約額合計8,571,901円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>自動販売機の使用許可に伴う電気料金の徴収過大について</p> <p>行政財産目的外使用許可に伴う自動販売機の電気料金については、実費相当額を使用者が負担することとされているのに、平成28年度から平成30年度の電気料金について、使用者から徴収するに当たり電気料金の算定方法を誤っていたため、実費相当額とはなっておらず計53,356円を過大に徴収していた。</p> <p>今後は、行政財産目的外使用許可に伴う電気料金の徴収については、関係通知に基づき、実費相当額となるよう適正な電気料金算定方法で徴収を行われたい。(注意事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の記載漏れについて</p> <p>平成29年度の郵便切手等交付簿において、レターパック(平成28年度末の残高は33,450円、平成29年度中の購入額は10,800円)の記載箇所がなく、受払の状況や残高を事後的に確認できない状況であり、かい長の確認及び検印も受けていなかった。また、平成30年3月末の郵便切手の月計、累計の記載が漏れており、かい長の確認及び検印も受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	<p>樫原考古学研究所</p>	<p>令和元年 12月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が138件(契約額等合計 331,104,945円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が72件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が8件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が46件、③3か月以上の事例(最長10ヶ月20日)が20件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち62件(契約額合計 95,332,881円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>公共料金用現金出納簿の未記入及び未作成について 資金前渡職員は、現金出納簿を備え、出納の都度その事実に従い適確に記入整理し、常に経理の状況を明らかにすることとされており、電気代の支払いのために平成29年度は12月以降に計 538,323円、平成30年度は計 14,470,259円の資金前渡を毎月受けて現金の出納を行っていたのに、平成29年度の公共料金用現金出納簿に平成29年度の12月分以降の現金の出納の事実を記入しておらず、また、平成30年度は、公共料金用現金出納簿を備えることすらしていなかった。 また、所属長は、毎月末日に現金出納簿を検査し、その余白に検査年月日を記入し、確認印を押印することとされているのに、平成29年12月以降、この検査を行っていないかった。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の記載漏れについて 平成30年度の郵便切手等交付簿において、ハガキ(30年度の購入額 62,000円)及びレターパック(30年度の購入額 25,920円)の記載箇所がなく、受払の状況や残高を事後的に確認できない状況であり、かい長の確認及び検</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>印も受けていなかった。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。 今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。(注意事項)</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 平成30年度の業務委託契約1件(契約額 11,404,800円)について、奈良県契約規則第26条第1項第4号等により榎原考古学研究所所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化資源活用課で契約事務を行うこととされているのに、同所長が契約締結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>予定価格の設定を行わずに随意契約した契約について 随意契約により契約を締結する場合は、なるべく2人以上から見積書を徴し、あらかじめ設定した予定価格と比較、検討することによって価格の妥当性を図ることとされているのに、平成30年度に随意契約により契約を締結した工事に係る全ての契約35件(契約額合計25,790,403円)について、予定価格を定めないうまま契約を締結していた。 予定価格の設定については、平成30年3月19日の監査において、適切に行うよう口頭指導したところであるが、改善されていなかった。 今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	万葉文化館	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>担行為を行っていた事例が57件（契約額等合計64,356,162円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が35件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が20件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち17件（契約額合計47,330,197円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	民俗博物館	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計1,331,542円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>平成30年度の物品の貸借契約1件（契約額650,160円）について、奈良県契約規則第26条等により民俗博物館長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化資源活用課で契約事務を行うこととされているのに、同館長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>
	図書情報館	令和元年 12月13日	<p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>行政財産の使用料は前納とすることとなっているのに、調定事務が遅延したことにより、納期限を行政財産の使用日後の日付に設定し、使用日より後に納入通知書を発</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>行して、使用日後に収納していた事例が1件（調定額6,966円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県会計規則に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件（契約額合計29,450,922円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が10件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計24,468,480円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
福祉医療部	中和保健所	令和2年 1月21日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成30年度末の郵便切手の保有残高は437,981円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計60,534円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	中和福祉事務所	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	吉野福祉事務所	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件（契約額合計16,804円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	心身障害者福祉センター	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計105,030円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
			物品購入に係る事務処理の不備について 平成29年度及び30年度に購入した備品（11件 合計額2,212,602円）の全てについて、奈良県会計規則等によりかい長が出納員に送付することとされている物品購入調書を作成していなかった。また、備品管理簿の登記は、登記原因の発生の都度しなければならないとされているのに、上記の備品全てについて、かい長は備品管理簿に登記していなかった。 今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈

部局名	所属名	実施日	監査結果
			良県会計規則に則り適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)
	視覚障害者福祉センター	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（支出負担行為額合計 1,600,488円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
	筒井寮	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	登美学園	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額等合計 2,978,697円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が10件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が5件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件（契約額等合計 915,838円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>委託業務完了前の支払について 平成30年度のボイラー保守点検業務委託について、保守期間は平成31年3月31日までとなっていたのに、平成31年2月25日までに委託料の全額（237,600円）を支払っていた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>
医療政策局	薬事研究センター	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 282,960円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（支出負担行為額 110,160円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
こども・女性局	女性センター	令和2年 1月21日	<p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高は73,381円、平成30年度末の郵便切手の保有残高は64,299円となっており、いずれも年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、業務完了後又は納品後に支出負担行為を行っていた事例が17件（契約額合計 2,112,680円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額合計 178,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	高田こども家庭相談センター	令和2年 1月21日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は112,462円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>
	精華学院	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 1,182,456円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 862,560円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 25,830円）認められた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p>
<p>くらし創造部</p>	<p>樫原公苑</p>	<p>令和2年 1月14日</p>	<p>かい長へ事務委任されていない占用許可等の更新について 都市公園法に係る公園施設の設置等の許可及び占用許可の更新について、樫原公苑長に対する事務委任規則が定められておらず、本来は樫原公苑長ではなくスポーツ振興課で許可事務を行うこととされているのに、平成30年度の占用許可等の更新について、樫原公苑長が許可事務を行っている事例が4件（使用料合計 939,020円）認められた。 今後は、都市公園法、奈良県立都市公園条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件(契約額等合計 17,335,466円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が10件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が8件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件(契約額等合計 15,240,960円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	食品衛生検査所	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
産業・雇用振興部	奈良しごとiセンター・高田しごとiセンター	令和2年 1月21日	<p>賃貸借契約の不適切な発注について</p> <p>ノートパソコンの賃貸借契約2件（契約額 期間合計 997,920円）において、仕様及び契約期間が同一であるため一体的発注が可能と考えられるのに、予算事業が別であることから、個別に調達を行い、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額80万円をそれぞれ下回るとして、随意契約を行っていた。</p> <p>今後は、事前に十分な調査、検討を行い、地方自治法、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 92,884円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件であった。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 42,984円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	産業会館	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 250,644円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
農林部	北部農林振興事務所	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額等合計 600,224円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 450,360円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係する予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	中部農林振興事務所	令和2年 1月14日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計 230,960円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	東部農林振興事務所	令和元年 11月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額等合計 732,576円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 518,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	南部農林振興事務所	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 6,799,680円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額等 6,750,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	畜産技術センター	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 386,640円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないもの</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>とされているが、上記のうち2件（契約額合計 340,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	家畜保健衛生所	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 550,716円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 53,916円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	なら食と農の魅力創造国際大学 校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件（契約額合計16,046,369円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計14,113,839円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
<p>県土マネジメント部</p>	<p>奈良土木事務所</p>	<p>令和2年 1月16日</p>	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>平成30年度の道路占用料について、調定が調定すべき日から1か月以上遅延し、納入の通知が奈良県道路占用料に関する条例で定められた納期限（平成30年4月30日）よりも遅延していた事例が7件（調定額合計 63,528,960円）認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>平成30年度の行政財産使用料について、納入の通知が奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（平成30年4月25日）よりも遅延していた事例が3件（調定額合計 48,365円）認められた。</p> <p>今後は、同条例、同規則等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>証紙収納実績の報告漏れについて</p> <p>消印した収入証紙については、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために振替通知書を会計局に提出することとされているが、奈良土木事務所所管の河川砂利採取許可申請手数料の1件（37,700円）について、誤って、証紙収納実績報告書に計上しておらず、また、振替通知書も提出していなかった。</p> <p>そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の河川砂利採取許可申請手数料への振替額が、37,700円少なくなっていて、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>雪寒対策業務に係る委託料の支払不足について 雪寒対策業務に係る委託料の支払に当たり、算定を誤ったため支払額が不足していたものが2件(不足額計494,188円)が認められた。 今後の事務処理に当たっては誤りが起こらないようチェック体制の充実に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が170件(契約額等合計398,226,517円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が68件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が7件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が97件、③3か月以上の事例が5件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち153件(契約額合計371,086,013円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、上記のうち98件(契約額等合計289,771,247円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	郡山土木事務所	令和2年 1月16日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について 平成30年度の道路占用料について、調定が調定すべき日から1か月以上遅延し、納入の通知が奈良県道路占用料に関する条例で定められた納期限(平成30年4月30日)よりも遅延していた事例が3件(調定額合計1,309,760円)認められた。 今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>河川占用料の徴収過不足について 河川占用料の徴収に当たり、調定額を誤ったため、徴収額が不足していたものが、平成28年度で1件（徴収不足額 37,800円）、平成29年度で1件（徴収不足額 40,970円）認められ、徴収額が過大となっていた事例が平成30年度で1件（徴収過大額 20,980円）認められた。 今後は、奈良県流水占用料等に関する条例等に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>道路占用料及び河川占用料に係る未収金の不適切な事務について 平成30年度の道路占用料及び河川占用料に係る未収金について、納期限後20日目に督促状を発行することとされているのに、督促状の発行の時期が3か月以上遅延している事例が24件（調定額合計 208,020円）認められた。 また、督促状に記載された指定納期限を過ぎてもなお納付がない債務者に対して催告を行っていないなど、未収金の管理が不十分な事例も認められた。 今後は、奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が26件（契約額等合計 47,451,984円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が10件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が5件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が14件、③3か月以上の事例が2件（うち最長のものは11ヶ月以上）となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち21件（契約額合計 46,825,528円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、上記のうち9件（契約額等合計 23,352,844円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	高田土木事務所	令和元年 12月20日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について 平成30年度の道路占用料について、調定が調定すべき日から1か月以上遅延し、納入の通知が奈良県道路占用料に関する条例で定められた納期限（平成30年4月30日）よりも遅延していた事例が7件（調定額合計 18,123,930円）認められた。 今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>河川占用料及び道路占用料の徴収過不足について 河川占用料及び道路占用料の徴収に当たり、調定を漏らしたため徴収額が不足していたものが、平成29年度の河川占用料について4件（徴収不足額 41,750円）、平成30年度の道路占用料について1件（徴収不足額 29,110円）認められた。 また、調定額を誤ったため、徴収額が過大となっていた事例が平成29年度の河川占用料について29件（徴収過大額合計 7,460円）、平成30年度の河川占用料について33件（徴収過大額合計 9,390円）認められた。 今後は、奈良県流水占用料等に関する条例及び奈良県道路占用料に関する条例に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組またい。 (注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 平成31年3月利用分の電話料金(312,564円)について、平成30年度予算により資金前渡された資金が口座に入金された後、別の電話料金等の口座振替が先行したため口座振替不能となり、平成30年度の出納整理期間中に支払いが行われなかったが、その資金の精算が2ヶ月以上遅延していた。なお、平成31年度予算により資金前渡された資金から当該電話料金の支払いが行われていた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な前渡資金の管理を行われない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が52件（契約額等合計 124,042,180円）認められた。その態様の内訳は、①支出</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が29件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が18件、③3か月以上の事例が5件（うち最長のものは7ヶ月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち47件（契約額等合計113,468,980円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	中和土木事務所	令和2年 1月14日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が50件（契約額等合計106,823,353円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が16件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が29件、③3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち41件（契約額等合計92,528,657円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち8件（契約額等合計5,765,936円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	宇陀土木事務所	令和元年 11月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件(契約額等合計 8,795,919円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件(契約額合計 8,275,791円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	吉野土木事務所	令和元年 11月25日	<p>道路占用料の調定事務の誤りについて</p> <p>平成29年度及び平成30年度の看板に係る道路占用料について、調定不足が3件(調定額合計 117,810円)認められた。これは、看板面積を誤って過小に算定したこと、また、占用料の減免を奈良県道路占用料に関する条例に基づき行うべきであったのに、誤って国土交通省通知を適用して行ったことによる。</p> <p>今後は、奈良県道路占用料に関する条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が34件(契約額合計 76,551,083円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が28件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が26件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち9件（契約額合計24,302,544円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>平成29年度及び平成30年度の不動産鑑定報酬の支出に当たり、源泉徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が7件（源泉徴収すべき額合計198,175円）認められた。そのうち1件については延滞税（1,500円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの4件、県側損害額1,135,490円）が認められた。</p> <p>今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	五條土木事務所	令和元年 12月20日	<p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>平成30年度の行政財産使用料について、納入の通知が奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（平成30年4月25日）よりも遅延していた事例が3件（調定額合計286,528円）認められた。そして、上記のうち2件（調定額合計276,971円）では、調定が調定すべき日から1か月以上遅延していた。</p> <p>今後は、同条例、同規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>証紙収納実績の報告漏れについて</p> <p>消印した収入証紙については、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために振替通知書を会計局に提出することとされているが、五條土木事務所所管の証明事務手数料の2件（1,000円）について、誤って、証紙収納実績報</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>告書に計上しておらず、また、振替通知書も提出していなかった。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の県土マネジメント関係証明事務手数料への振替額が、1,000円少なくなっていて、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が38件(契約額等合計127,287,920円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が19件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が15件、③3か月以上の事例が4件(うち最長のものは8ヶ月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち26件(契約額等合計108,594,200円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	へりポート管理事務所	令和2年1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
まちづくり推進局	奈良公園事務所	令和元年12月13日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が28件(契約額等合計52,280,078円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が9件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>② 1か月以上3か月未満の事例が14件、③ 3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち19件（契約額等合計49,786,900円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、平成30年度に公用車3台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>
	県営住宅管理事務所	令和2年 1月21日	<p>修繕業務に係る過払いについて</p> <p>平成30年度及び令和元年度の修繕業務について、契約書において、修繕単価を落札金額とすべきであるのに、誤って設計金額としたため、過払いとなっていた事例が3件（過払い額合計1,644,132円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
教育委員会	社会教育センター	令和2年 1月21日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	教育研究所	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が13件（契約額合計9,376,705円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 8 件、③ 3 か月以上の事例が 3 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 5 件（契約額合計 7,813,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	奈良高等学校	令和 2 年 1 月 2 1 日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が 5 件（契約額合計 1,202,796円）認められた。</p> <p>また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち 1 件（契約額 691,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	西の京高等学校	令和 2 年 1 月 2 1 日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の業務委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 9 件（契約額合計 5,009,184円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が 3 件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 1 か月以上 3 か月未満の事例が 6 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 6 件（契約額合計 4,927,212円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	平城高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 4,470,480円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満が3件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の4件全てで、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	高円高等学校	令和2年 1月21日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	登美ヶ丘高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が11件(契約額合計 651,440円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	生駒高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 2,122,740円)(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 1,587,600円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	郡山高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件(契約額合計3,823,740円)(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記2件(契約額合計2,658,960円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち3件(契約額合計2,663,280円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	大和中央高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計675,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後で会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件全てで、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	法隆寺国際高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(契約額等合計901,810円)認められた。上記のうち1件では、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			エック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	西和清陵高等学校	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	添上高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 2,022,660円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 1,527,156円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	二階堂高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 1,175,560円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 547,560円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、上記のうち2件(契約額 466,560円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す

部局名	所属名	実施日	監査結果
			るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	樞原高等学校	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	畝傍高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計2,100,352円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。 また、上記のうち3件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	高取国際高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件(契約額等合計4,883,620円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が3件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上の事例が8件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(契約額合計4,317,624円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成が遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
			物品の不適切な分割発注について 生物教室のカーテン(400,000円)及び黒板ふきクリーナー(197,906円)の購入(合計597,906円)に当たり、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1により公募型見積合わせをすると年度内の納品に間に合わないとし

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>て、見積合わせを省略できる5万円未満の金額になるように12件及び5件に分割して発注し購入していた。また、1台当たり2万円未満の黒板ふきクリーナーを備品として取り扱うこととしているのに、予算が不足しているとして半数以上の黒板ふきクリーナーを備品購入費ではなく需用費で購入していた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	桜井高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が17件(契約額合計 6,122,164円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が10件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が5件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が2件(うち最長のものは6ヶ月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち14件(契約額合計 5,456,884円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち7件(契約額 821,232円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	大宇陀高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 1,019,125円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 870,166円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ある。 (指摘事項)
	榛生昇陽高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計486,311円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	王寺工業高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計739,343円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計685,343円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	香芝高等学校	令和2年 1月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計163,080円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件全てで、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、上記2件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努

部局名	所属名	実施日	監査結果
			めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	御所実業高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が23件(契約額合計 7,679,239円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が16件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が6件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が5件(うち最長のものは10か月以上)となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち9件(契約額合計 4,609,904円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、上記のうち2件(契約額 585,539円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が2件(過支給額30,600円)認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	吉野高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 126,792円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額合計 67,392円)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	五條高等学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件(契約額合計 5,932,962円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が12件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が6件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件(契約額合計 4,613,507円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	盲学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(契約額合計 45,087円)認められた。</p> <p>また、上記の5件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	ろう学校	令和2年 1月21日	<p>予算の不適切な執行管理について</p> <p>平成30年度の日々雇用職員等の賃金について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目(報酬)から一旦支出し、令達を受けた後に正当な歳出科目(賃金)に更正してい</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>た事例が3件（合計金額 152,236円）認められた。 今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うとともに、今後は適正な歳出科目で支出されたい。 （注意事項）</p> <p>特別支援教育就学奨励費の誤払について 平成30年度の特別支援教育就学奨励費について、他校へ転出した児童に対して新入学児童生徒学用品費、通学用品購入費を誤って支給していた事例が3件（合計金額 236,546円）認められた。 今後は、特別支援教育就学奨励費事務処理手引等に基づき、適切な事務処理に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 （注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計 736,181円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満が1件となっていた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、上記のうち2件（契約額合計 163,080円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	奈良養護学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計 9,250,675円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後または業務完了後に行っていた事例が7件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が7件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。 契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>ればならないが、上記のうち1件（契約額合計 6,048,00円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の1けんでは、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>通勤手当の誤認定について</p> <p>通勤手当の支給について、通勤距離を過大に認定してしまったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 49,000円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>
	奈良東養護学校	令和2年 1月21日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成30年度末の郵便切手の保有残額は52,247円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 22,022,961円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち2件(契約額合計 21,314,880円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	<p>高等養護学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が48件(契約額合計 11,728,328円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が42件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が28件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち8件(契約額合計 5,529,612円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	<p>明日香養護学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 315,645円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額合計 262,440円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	西和養護学校	令和2年 1月21日	<p>めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件(契約額等合計3,689,608円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が10件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件(契約額合計1,056,132円)認められた。 また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち3件(契約額合計143,754円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>通勤手当の誤支給について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、過払いとなっていた事例が2件(過支給額合計64,800円)認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	大淀養護学校	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等にあつては、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計14,982,840円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないもの</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			とされているが、上記のうち2件（契約額合計14,936,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
警察本部	奈良警察署	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良西警察署	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件（契約額合計231,206円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	生駒警察署	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額432,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	郡山警察署	令和2年 1月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負費について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額37,800円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
	西和警察署	令和2年 1月21日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの4件、県側損害額合計 1,515,200円）が認められた。 今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 （指摘事項）</p>
	天理警察署	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 344,952円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	桜井警察署	令和2年 1月21日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	橿原警察署	令和2年 1月21日	<p>警察署の管理下における被疑者所持品の紛失について 平成29年12月に逮捕された被疑者の所持品（1万円が入った袋）を紛失したとして、平成30年9月の議会の議決を経て1万円の賠償金を支出していた事案が認められた。 被疑者が警察官の求めに応じて提示した所持品については警察の管理下に置かれ、警察に管理責任があると考えられることから、取り調べ時の被疑者の所持品の管理について再度徹底し、今後は、再発防止に努めるべきである。 （指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、納品後又は業務完了後に行っていた事例が6件（契約額合計 388,139円）認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件（契約額 64,800円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	香芝警察署	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	五條警察署	令和2年 1月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 78,948円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	吉野警察署	令和2年 1月21日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

ウ 参照資料

別表1 支出負担行為の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延					
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数			
			業務完了後	左のうち 会計年度 終了後	1月以上 3月未満 遅延	3月以上 遅延
東京事務所	1	108,000	1			
自治研修所	6	23,597,280	3		3	
自動車税事務所	5	321,134	5			
民俗博物館	3	1,331,542	1		2	
中和保健所	2	60,534	2			
吉野福祉事務所	4	16,804	4			
視覚障害者福祉センター	4	1,600,488			4	
産業会館	6	250,644	6			
中部農林振興事務所	3	230,960	1		2	
奈良高等学校	5	1,202,796	5	5		
登美ヶ丘高等学校	11	651,440	11			
法隆寺国際高等学校	4	901,810	4	1		
畝傍高等学校	5	2,100,352	1		4	
榛生昇陽高等学校	2	486,311	2			
盲学校	5	45,087	5			
奈良西警察署	3	231,206	3			
生駒警察署	1	432,000	1			
郡山警察署	1	37,800	1			
天理警察署	4	344,952	4			
五條警察署	1	78,948	1			
20所属 計	76	34,030,088	61	6	15	0

別表2 支出負担行為の遅延及び契約書の作成について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				支出負担行為なし			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延			件数	契約金額
平城高等学校	4	4,470,480	1		3		4	4,470,480		
ろう学校	6	736,181	5		1		2	163,080		
奈良養護学校	8	9,250,675	7	7	1		1	6,048,000	1	6,048,000
西和養護学校	14	3,689,608	10		4		1	1,056,132	3	143,754
橿原警察署	6	388,139	6				1	64,800		
5所属 計	38	18,535,083	29	7	9	0	9	11,802,492	4	6,191,754

別表3 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				遅延			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延			件数	契約金額
中南和県税事務所	11	6,567,828	1		10		7	4,341,816		
文化会館	5	7,892,814	1		2	2	5	7,892,814		
美術館	30	13,867,987	26	13	4		5	8,571,901		
橿原考古学研究所	138	331,104,945	72	8	46	20	62	95,332,881		
万葉文化館	57	64,356,162	35		20	2	17	47,330,197		
図書情報館	12	29,450,992	2		10		3	24,468,480		
心身障害者福祉センター	2	105,030	1		1		2	105,030		
登美学園	14	2,978,697	10	5	4		7	915,838	1	54,999
葉事研究センター	3	282,960	2		1		1	110,160		
女性センター	17	2,112,680	17				1	178,200		
精華学院	5	1,182,456	2		3		3	862,560		
橿原公園	18	17,335,466	10	1	8		6	15,240,960		
奈良しごとiセンター（高田しごとiセンター）	4	92,884	1		2	1	3	42,984		
北部農林振興事務所	2	600,224			2		1	450,360	1	450,360
東部農林振興事務所	2	732,576			2		1	518,400		
南部農林振興事務所	3	6,799,680	2			1	2	6,750,000		
畜産技術センター	3	386,640	1		2		2	340,200		
家畜保健衛生所	3	550,716	1		2		2	53,916		
なら食と農の魅力創造国際大学校	12	16,046,369	7			5	4	14,113,839		
奈良土木事務所	170	398,226,517	68	7	97	5	153	371,086,013	98	289,771,247
郡山土木事務所	26	47,451,984	10	5	14	2	21	46,825,528	9	23,352,844
高田土木事務所	52	124,042,180	29	2	18	5	47	113,468,980		
中和土木事務所	50	106,823,353	16	1	29	5	41	92,528,657	8	5,765,936
宇陀土木事務所	9	8,795,919	1	1	5	3	8	8,275,791		
吉野土木事務所	34	76,551,083	28	26	6		9	24,302,544		
五條土木事務所	38	127,287,920	19	3	15	4	26	108,594,200		
奈良公園事務所	28	52,280,078	9	3	14	5	19	49,786,900		
教育研究所	13	9,376,705	2		8	3	5	7,813,800		
西の京高等学校	9	5,009,184	3		6		6	4,927,212		
生駒高等学校	4	2,122,740	4	2			2	1,587,600		
郡山高等学校	6	3,823,740	6	2			2	2,658,960	3	2,663,280

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				遅延			
			業務完了後	左のうち 会計年度 終了後	1月以上 3月未満 遅延	3月以上 遅延	件数	契約金額		
									件数	契約金額
大和中央高等学校	2	675,400	1	1		1	2	675,400		
添上高等学校	5	2,022,660	3			2	3	1,527,156		
二階堂高等学校	4	1,175,560	2	1	2		3	547,560	2	466,560
高取国際高等学校	12	4,883,620	4	3	8		7	4,317,624		
桜井高等学校	17	6,122,164	10	5	5	2	14	5,456,884	7	821,232
大宇陀高等学校	4	1,019,125	4				1	870,166		
王寺工業高等学校	4	739,343	1			3	3	685,343		
香芝高等学校	2	163,080	2				2	163,080	2	163,080
御所実業高等学校	23	7,679,239	16	6	2	5	9	4,609,904	2	585,539
吉野高等学校	2	126,792	1			1	1	67,392		
五條高等学校	14	5,932,962	12	6	2		8	4,613,507		
奈良東養護学校	7	22,022,961	4			3	2	21,314,880		
高等養護学校	48	11,728,328	42	28	6		8	5,529,612		
明日香養護学校	4	315,645	1			1	2	262,440		
大淀養護学校	3	14,982,840	1			2	2	14,936,400		
4 6 所属 計	931	1,543,828,228	490	129	368	73	539	1,125,054,069	133	324,095,077

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況 (単位: 団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
6	1	3	10

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
0	0	3	3

(2) 指摘事項等の内容別

意見事項 (3件)

項目	内容	件数	対象団体
収納管理	生活福祉資金貸付金の償還未済金について	1	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
決算	経営改善の取組について	2	地方独立行政法人奈良県立病院機構、奈良市場冷蔵株式会社

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和2年1月16日
-----	----------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000円は、全額県の出資

イ 平成30年度の補助金等は次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 1,941,315,000円

公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金等 1,139,983,677円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	24,034,189,788	固定負債	19,827,097,072
有形固定資産	22,534,274,895	資産見返負債	3,845,664,705
建物	33,053,426,107	長期寄附金債務	17,314,800
構築物	98,856,249	長期前受委託研究費等	377,053,828
機械及び装置	36,811,468	長期借入金	13,624,832,492
工具器具備品	14,438,962,669	退職給付引当金	1,945,401,247
図書	530,521,249	資産除去債務	16,830,000
車両運搬具	25,333,036	流動負債	13,078,088,167
建設仮勘定	825,761,160	預り補助金等	36,950,304
無形固定資産	952,601,778	寄附金債務	1,615,935,018
特許権	520,510	前受委託研究費等	381,111,683
ソフトウェア	341,890,313	前受金	8,120,000
特許権仮勘定	19,606,874	預り金	176,527,742
ソフトウェア仮勘定	590,184,081	預り科学研究費補助金等	76,407,986
電話加入権	400,000	一年以内返済予定長期借入金	2,019,406,506
投資その他の資産	547,313,115	未払金	7,630,610,125
投資有価証券	411,312,745	未払費用	87,327,442
長期貸付金	135,914,800	未払消費税	16,925,000
長期未収入金	9,059,472	短期リース債務	264,450
貸倒引当金	△9,059,472	賞与引当金	1,028,453,821
その他	85,570	仮受金	48,090
流動資産	12,500,792,022	負債合計	32,905,185,239
現金及び預金	3,795,697,226	資本金	20,066,173,000
未収学生納付金収入	3,055,450	資本剰余金	△14,236,094,902
徴収不能引当金	△1,805,270	繰越欠損金	△2,200,281,527
未収附属病院収入	7,545,247,734	純資産合計	3,629,796,571
徴収不能引当金	△51,137,669		
その他未収入金	626,482,445		
たな卸資産	7,084,390		
医薬品及び診療材料	536,544,633		
前払費用	36,590,589		
その他流動資産	3,032,494		
合 計	36,534,981,810	合 計	36,534,981,810

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費	用	収	益
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	47,867,129,445	経常収益	47,949,150,408
業務費	47,105,296,805	運営費交付金収益	1,929,107,000
教育経費	308,809,308	授業料収益	664,384,888
研究経費	977,448,478	入学金収益	122,120,000
診療経費	26,274,938,790	検定料収益	27,808,000
教育研究支援経費	99,443,908	附属病院収益	42,103,777,163
受託研究費等	721,100,441	受託研究等収益	896,295,243
役員人件費	78,657,298	補助金等収益	1,269,958,808
教員人件費	4,481,189,472	寄附金収益	395,363,633
職員人件費	14,163,709,110	資産見返負債戻入	309,174,982
一般管理費	702,031,628	財務収益	21,169
財務費用	59,801,012	雑益	231,139,522
臨時損失	25,815,861	臨時利益	14,970,397
固定資産除却損	8,958,057	徴収不能引当金戻入益	5,257,986
その他臨時損失	16,857,804	貸倒引当金戻入益	100,000
		資産見返運営交付金等戻入	2
		資産見返補助金等戻入	1,448,554
		資産見返寄附金戻入	4,975,259
		資産見返物品受贈額戻入	36
		償却債権取立益	55,580
		その他臨時利益	3,132,980
総費用合計(a)	47,892,945,306	総収益合計(b)	47,964,120,805
当期純利益(b)-(a)=(c)	71,175,499	前期繰越欠損金(d)	△2,271,457,026
次期繰越欠損金(c)+(d)	△2,200,281,527		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和2年1月15日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資

イ 平成30年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 3,495,422,000円

小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 275,947,572円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	40,542,323,336	固定負債	49,709,760,559
有形固定資産	39,906,882,471	資産見返負債	1,630,337,924
建物	38,945,266,231	長期借入金	38,382,109,198
構築物	1,525,867,301	移行前地方債償還債務	928,544,656
器械備品	8,972,703,999	リース債務	457,681,248
車両	29,126,794	退職給付引当金	6,557,613,117
リース資産	709,123,581	訴訟損失引当金	0
美術品	740,000	資産除去債務	1,753,474,416
建設仮勘定	327,975,231		
無形固定資産	635,440,865	流動負債	7,493,411,890
借地権	90,260,000	短期借入金	2,000,000,000
電話加入権	2,974,300	一年以内返済予定長期借入金	950,835,366
ソフトウェア	512,099,237	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	378,496,569
水道施設利用権	30,107,328	医業未払金	2,388,790,449
流動資産	5,905,511,361	未払金	604,705,907
現金及び預金	1,279,876,852	未払消費税等	29,299,100
医業未収金	4,324,250,484	一年以内返済予定リース債務	119,765,114
貸倒引当金	△145,481,153	預り金	79,081,318
未収入金	270,335,711	賞与引当金	913,418,367
医薬品	135,825,604	訴訟損失引当金	29,019,700
診療材料	30,690,466	負債合計	57,203,172,449
立替金	730,707		
その他流動資産	9,282,690	資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△12,398,335,007
		当期末処理損失	△12,398,335,007
		純資産合計	△10,755,337,752
合 計	46,447,834,697	合 計	46,447,834,697

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	28,825,014,021	営業収益	29,001,985,236
医業費用	28,364,288,948	医業収益	25,174,518,990
看護師養成事業費用	220,323,893	看護師養成事業収益	75,839,173
一般管理費	240,401,180	運営費負担金収益	3,371,913,000
営業外費用	1,054,615,179	補助金等収益	275,947,572
財務費用	177,932,428	資産見返補助金等戻入	69,478,164
控除対象外消費税等	874,070,952	資産見返寄附金戻入	660,840
その他営業外費用	2,611,799	資産見返物品受贈額戻入	6,788,572
臨時損失	850,393,898	受託事業等収益	26,838,925
固定資産除却損	102,439,566	営業外収益	305,007,550
訴訟損失引当金繰入	6,572,700	運営費負担金収益	123,509,000
退職給付費用	741,381,632	財務収益	1,008
		寄附金収益	0
		その他営業外収益	181,497,542
		臨時利益	12,378,275
		固定資産売却益	8,938,884
		貸倒引当金戻入益	1,853,710
		資産見返物品受贈額戻入	1,585,681
総費用合計(a)	30,730,023,098	総収益合計(b)	29,319,371,061
当期純利益(b)-(a)=(c)	△1,410,652,037	前期繰越欠損金(d)	△10,987,682,970
次期繰越欠損金(c)+(d)	△12,398,335,007		

(4) 監査の結果

経営改善の取組について(意見)

地方独立行政法人奈良県立病院機構では、平成29年2月に県が策定した「奈良県立病院機構改革プラン」を受けて第1期中期計画を修正し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、平成30年度の決算では当期純損失が14億1,100万円となり、年度計画の計画額28億2,000万円を達成した。また、平成26年度から平成30年度までの中期計画期間においても当期純損失の期間総額は計123億9,900万円となり、中期計画の計画額計143億7,600万円を達成した。

しかし、平成30年度決算では営業収益は医業収益の増加に伴い増加したものの、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の経費の増加に伴い増加したことで、営業利益は前年度と比べて9億800万円減少して、1億7,697万円となり、営業利益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、5億7,263万円の経常損失を計上した。

また、平成30年度末の累積欠損金は123億9,800万円と依然として多額となっている。平成30年度末の短期借入金残額は20億円となっており、過去最高額である平成28年度末残高38億8,000万円の半分近くまで減少しているものの、依然として資金不足の懸念は残っている。

経営状況は厳しさを増す状況であるが、第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和2年1月15日
-----	--------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 250,445,606円は、全額県の出資

イ 平成30年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 264,586,000円

公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金 49,745,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	515,358,944	固定負債	269,836,217
有形固定資産	496,139,920	資産見返負債	252,330,609
建物	250,445,606	資産見返補助金等	22,595,749
減価償却累計額	△29,223,996	資産見返物品受贈額	229,734,860
構築物	2,668,104	長期リース債務	17,505,608
減価償却累計額	△94,548		
工具器具備品	66,526,293	流動負債	178,698,008
減価償却累計額	△27,565,873	運営費交付金債務	32,553,276
図書	231,384,334	預り補助金等	247,274
美術品・收藏品	2,000,000	寄附金債務	238,038
無形固定資産	19,216,871	未払金	91,199,802
ソフトウェア	19,216,871	未払消費税等	354,300
投資その他の資産	2,153	短期リース債務	5,572,740
長期前払費用	2,153	前受金	13,028,907
		預り科学研究費補助金等	2,395,346
流動資産	284,436,215	預り金	33,108,325
現金及び預金	281,539,558		
未収学生納付金収入	3,406,300	負債合計	448,534,225
徴収不能引当金	△3,318,400	資本金	250,445,606
その他未収入金	2,075,104	資本剰余金	△27,223,996
前払費用	732,941	利益剰余金	128,039,324
立替金	712	積立金	116,271,217
		当期末処分利益	11,768,107
		純資産合計 (資本合計)	351,260,934
合 計	799,795,159	合 計	799,795,159

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	761,393,101	経常収益	773,161,208
業務費	723,774,281	運営費交付金収益	254,514,670
教育経費	96,683,532	授業料収益	350,114,200
研究経費	31,301,393	入学金収益	51,744,000
教育研究支援経費	17,550,083	検定料収益	24,769,000
受託事業費	2,581,321	受託事業等収益	933,053
役員人件費	12,149,194	補助金等収益	51,984,479
教員人件費	397,976,333	寄付金収益	1,308,117
職員人件費	165,532,425	資産見返負債戻入	17,405,789
一般管理費	37,524,360	雑益	20,387,900
雑損	94,460		
総費用合計(a)	761,393,101	総収益合計(b)	773,161,208
当期純利益(b)-(a)=(c)	11,768,107	前期繰越欠損金(d)	0
次期繰越欠損金(c)+(d)	11,768,107		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	令和2年1月15日
-----	---------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000円は、全額県の出捐

イ 平成30年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金 100,523,500円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,998,846,283	流動負債	3,088,053,347
現金預金	610,796,796	短期借入金	3,030,297,000
割賦設備	534,136,000	未払費用	735,535
リース投資資産	609,658,620	未払金	42,871,938
割賦販売未収金	5,672,941	未払消費税等	10,651,441
割賦設備未収損害賠償金	180,893,301	前受収益	56,160
リース未収規定損害金	58,302,824	短期預り金	1,890,827
貸倒引当金	△216,154,000	返還金	1,528,500
未収金	211,301,988	短期リース債務	21,946
仮払金	561,000	固定負債	1,369,382,640
未収収益	3,676,813	長期借入金	1,194,999,000
固定資産	3,180,217,819	長期預り金	34,999,068
基本財産	5,000,000	退職給付引当金	30,342,412
特定資産	3,126,683,030	保険金返還引当金	9,817,500
その他の固定資産	48,534,789	共済年金引当金	999,245
		リース設備引揚準備金	1,989,450
		割賦設備預り保証金	96,235,965
		長期リース債務	0
		負債合計	
		指定正味財産	492,136,874
		一般正味財産	229,491,241
		正味財産合計	721,628,115
合 計	5,179,064,102	合 計	5,179,064,102

正味財産増減計算書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費		取	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	938,759,542	経常収益	745,936,849
事業費	900,215,486	基本財産運用益	3,499
管理費	38,544,056	特定資産運用益	35,790,979
		事業収益	453,000,933
		受取補助金等	183,388,585
		受取負担金	592,695
		受取寄付金	37,220,546
		雑収益	16,010,612
		引当金戻入益	19,929,000
経常外費用	0	経常外収益	268,973,000
合 計	938,759,542	合 計	1,014,909,849
一般正味財産増減額	76,150,307		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県食肉公社	実施年月日	令和2年1月10日
-----	---------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

食肉センターにおける施設管理及びと畜業務を適切かつ能率的に行うことにより、衛生的な食肉の供給と取引の適正化並びにその流通の円滑化を図り、畜産振興と県民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産1,177,000,000円のうち750,000,000円（約63.7%）を出捐

イ 平成30年度の補助金等は、次のとおりである。

(公財)奈良県食肉公社運営補助金 338,411,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,551,829	流動負債	79,808,745
現金預金	26,604,187	未払金	62,967,073
未収金	9,447,642	短期リース債務	14,949,511
1年以内返済予定長期貸付金	2,500,000	預り金	1,892,161
固定資産	3,502,161,507	固定負債	137,706,532
基本財産	1,177,000,000	負債合計 (負債合計)	217,515,277
特定資産	20,801,647		
その他固定資産	2,304,359,860		
		指定正味財産	1,177,000,000
		一般正味財産	2,146,198,059
		正味財産合計	3,323,198,059
合 計	3,540,713,336	合 計	3,540,713,336

正味財産増減計算書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	422,224,557	経常収益	388,488,943
事業費	408,763,656	基本財産運用益	100,331
管理費	13,460,901	事業収益	48,864,011
経常外費用	3	受取補助金等	338,411,000
固定資産除却損	3	雑収益	1,113,601
		経常外収益	0
合 計	422,224,560	合 計	388,488,943
一般正味財産増減額	△33,735,617		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良市場冷蔵株式会社	実施年月日	令和2年1月10日
-----	------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県中央卸売市場開設にあたり、中央卸売市場の運営上不可欠となる冷蔵施設の運営等を行うため、冷蔵及び凍結事業、凍氷の販売、第一種貨物利用運送事業及び附帯する事業等を営むことを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本金10,000,000円のうち、4,900,000円(49.0%)が県の出資

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	99,382,577	流動負債	101,068,724
現金預金	18,960,487	買掛金	0
売掛金	30,713,803	短期借入金	50,000,000
未収入金	6,851,974	未払費用	42,657,192
凍氷	199,500	借入金	△8,434
貯蔵品	3,715,232	未払法人税等	71,000
その他の流動資産	△21,139	未払消費税等	2,405,443
繰延税金資産	3,121,000	預り金	1,443,523
短期貸付金	36,000,000	賞与引当金	45,000,000
貸倒引当金	△158,280		
固定資産	21,930,992	固定負債	10,148,565
有形固定資産	2,746,770	退職給付引当金	5,015,565
建物	3	役員退職慰労引当金	5,133,000
建物附属設備	1,576,942		
建築物	232,867	(負債合計)	111,217,289
機械装置	936,945	株主資本	10,096,280
車両運搬具	5	資本金	10,000,000
工具器具備品	8	利益剰余金	4,996,280
無形固定資産	237,931	利益準備金	2,500,000
電話加入権	237,931	その他の利益剰余金	
投資その他の資産	18,946,291	別途積立金	19,725,000
繰延税金資産	12,665,000	繰越利益剰余金	△17,228,720
その他の投資	6,281,291	自己株式	△4,900,000
		(資本合計)	10,096,280
合 計	121,313,569	合 計	121,313,569

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	291,890,481	営業収益	281,697,035
施設維持管理費	208,976,025	保管収入高・附帯収入	187,521,870
再保管借庫・運送費	58,979,069	再保管・運送他収入	64,538,218
雑支出	23,935,387	雑収入	29,636,947
営業外費用	2,251,429	営業外収益	3,657,391
支払利息	680,836	雑収入	3,657,391
雑損金他	1,570,593		
法人税、住民税及び事業税	71,030		
法人税等調整額	△4,763,000		
当期純利益	△4,095,514		
合 計	285,354,426	合 計	285,354,426

(4) 監査の結果

経営改善の取組について (意見)

奈良市場冷蔵(株)では、平成29年度の決算で3,511千円、平成30年度の決算で4,096千円の純損失が発生していた。

現在抜本的な経営改善に取り組み、黒字化を目指しているところではあるが、引き続き経営改善に努められたい。

団体名	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	実施年月日	令和2年1月21日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

奈良県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

平成30年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県社会福祉協議会運営補助金	74,869,000円
県ボランティアセンター活動事業補助金	683,000円
奈良ボランティアネット運用事業補助金	5,860,967円
日常生活自立支援事業補助金	19,681,000円
運営適正化委員会設置運営事業補助金	7,334,000円
明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金	22,381,000円
県高齢者スポーツ文化交流大会開催事業補助金	6,620,000円
県介護人材確保対策総合支援事業補助金	17,982,000円
市町村社会福祉協議会活動支援事業補助金	940,000円
奈良県保育対策総合支援事業費補助金	146,965,000円
生活福祉資金貸付事業補助金	7,912,000円
生活福祉資金貸付償還金利子補給事業補助金	48,000円

(3) 監査の結果

生活福祉資金貸付金の償還未済金について（意見）

生活福祉資金貸付事業は、県等からの補助金を原資とし、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、早期の生活自立を図ることを目的としている。その貸付金の平成30年度末における償還未済額は、貸付利子及び延滞利子を合わせると約11億1,656万円と多額である。

同貸付事業の実施主体である奈良県社会福祉協議会において、コールセンターからの架電、民生委員や各市町村社会福祉協議会と連携した世帯訪問など、償還未済金の償還促進に係る様々な取組を行っているところではあるが、引き続き効果的かつきめ細やかな対策を講じて償還未済金の回収に努められたい。

団体名	指定管理者 奈良新県営プール P F I 株式会社	実施年月日	令和元年 1 2 月 1 3 日
------------	--------------------------------------	--------------	-------------------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 まほろば健康パーク
- イ 指定管理業務の主な内容
まほろば健康パーク施設の維持管理業務及び運営業務
- ウ 指定期間 平成26年7月1日～令和11年3月31日
- エ 指定管理委託料 102,068,962円（平成30年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 平城京再生プロジェクト	実施年月日	令和 2 年 1 月 2 1 日
------------	------------------------------	--------------	-------------------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 平城京跡歴史公園
- イ 指定管理業務の主な内容
 - ・ 平城京跡歴史公園内施設の管理・運営に関すること
 - ・ 誘客促進業務の管理・運営に関すること
- ウ 指定期間 平成29年12月1日～令和5年3月31日
- エ 指定管理委託料 124,000,000円（平成30年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 株式会社東急コミュニティー	実施年月日	令和元年12月17日
-----	------------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・東高田・
稗田・天理南・橿原ニュータウン・阿部・山崎県営住宅

イ 指定管理業務の主な内容

上記13県営住宅団地にかかる次の業務

- ・入居者の公募、入居・退去の手続に関する業務
- ・入居者への指導・連絡に関する業務
- ・家賃等の収納に関する業務
- ・施設の維持修繕に関する業務
- ・施設の保守管理に関する業務

ウ 指定期間 平成29年4月1日～令和2年3月31日

エ 指定管理委託料 188,415,098円（平成30年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿って
おおむね適正に処理されていると認められた。